

なお、請求額と振込額に差が生じた場合は、甲と乙で調整するものとする。

(再委託等の禁止)

第9条 乙は、この契約の履行について、委託業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(事故発生時の報告)

第10条 乙は、本業務の処理に関し、事故その他契約の履行を行ない難い事由が生じたときは、直ちに甲に報告し、その指示に従うものとする。

(監督及び調査)

第11条 甲は、乙に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(不履行責任)

第12条 乙は、本業務について、契約条項に定められたとおり履行できなかったときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項の場合において甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(善管注意義務)

第13条 乙は、この契約の履行にあたっては、常に善良なる管理者の注意をもって委託業務をなす責めを負うものとする。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
- (2) 指定居宅介護支援事業者の指定を取り消されたとき。
- (3) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)に違反し、委託業務を適正に実施することが困難であると認められるとき。
- (4) 八尾市地域包括支援センター運営協議会において、委託が適当でないと判断されたとき。

(損害賠償)

第15条 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第16条 乙及び乙が使用する者は、受託業務を実施する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。

2 前項の規定は、この契約の終了後も継続するものとする。

3 乙は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サー

ビス担当者会議において利用者の個人情報をもちいてはならない。また家族の個人情報についても予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議においてその個人情報を用いてはならない。

4 乙は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(磁気媒体情報及び伝送情報を含む)について、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分する際にも第三者への漏洩を防止する責務を負うものとする。

5 乙は甲から提供された業務上の個人情報及びその他の情報の取扱いについて、甲の指示に従いまた返還する義務を負う。

6 乙は本業務を行う上で知り得た個人情報を、本来の目的とする以外のものに利用してはならない。

(関係書類の整備)

第17条 乙は、委託業務の処理状況等を明らかにした書類を整備し、第5条の規定による委託期間満了の日から2年間保存しなければならない。

(疑義等の決定)

第18条 本契約に定めのない事項及び本契約に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。ただし、協議の内容に関しては甲の所在する保険者に報告するものとする。

(合意裁判管轄)

第19条 本契約について、やむを得ず訴訟となる場合は、甲の所在地を管轄する裁判所を第1審管轄裁判所とすることとする。

この契約の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 所在地 大阪府八尾市南本町三丁目4番5号
社会福祉法人 八尾隣保館
八尾市地域包括支援センターサポートやお
代表者 理事長 荒井 恵一 印

乙 住所

名称

代表者